

東京地方裁判所委員会（第6回）議事概要

（東京地方裁判所委員会事務局）

1 日時

平成17年2月24日（木）15:00～17:00

2 場所

東京地方裁判所民事裁判官第3研究室（14階）

3 出席者

（委員）青木俊一，池田耕平，大谷禎男，岡久幸治，小野正典，唐津恵一，田内正宏，高木國雄，高木敬五，田村浩子，金築誠志，橋本和夫，畠中薫里，丸山陽子，保田眞紀子，我妻学，和久井良一，渡辺雅昭

※ 欠席：北村敬子，小粥節子，齋藤喜好（以上，敬称略）

（事務局）原田伸一東京地裁事務局長，勝野鴻志郎東京地裁民事首席書記官，小嶋良保東京地裁刑事首席書記官，羽山秀樹東京簡裁事務部長，森田正則東京地裁総務課長，中園敬東京地裁総務課課長補佐，山田雅彦東京地裁総務課庶務第一係長

4 議題

- (1) 永井委員の退任に伴う新委員長の選出
- (2) 弁護士の傍聴希望について
- (3) 「より利用しやすい裁判所にするためにはどうしたらいいか。」

5 配布資料

- (1) 地方裁判所委員会委員名簿（平成17年2月24日現在）
- (2) 「裁判所へ出される苦情，御意見のまとめ」
- (3) 「さあ，言おう」（さわやか福祉財団発行の小冊子。和久井委員から）
- (4) 「青少年更生プログラムと地域通貨」（文献のコピー。和久井委員から）
- (5) 東京地裁広報（平成17年1月1日発行）

6 議事

(1) 開会の言葉

(2) 委員交代の報告及び新任委員の自己紹介

我妻委員長代理から、次のとおり委員の交代について報告し、金築委員から自己紹介があった。

永井紀昭委員→金築誠志委員（東京地方裁判所長）

(3) 委員長の選出

意見交換の要旨は以下のとおり。

【意見交換要旨（発言者の表示＝◎：委員長代理，●：委員長，○：委員，
■：事務局）】

◎：新たな委員長の選出について、ご意見をいただきたい。

○：金築委員にぜひやっていただきたい。

○：同じく、金築委員がいいと思う。

○：第1回にも話が出たが、この委員会は地裁に物を申す委員会であるということからすると、意見を申す側と、意見を聞く側という立場が、委員長というのはいやほやほいではないか。もう一つは、第1回の際に、当面「勉強する」必要があるのでは情報を整理するという意味で、所長が委員長でもよいのではないかという見解のもとに、所長に委員長に就任していただいたと思うが、1年半行ってきて、ひととおり勉強が済んで、これから意見を申し上げるという段階に入っていくわけであるから、裁判所の関係者以外の方に委員長を引き受けていただきたい。

○：基本的には、所長でいいのではないかと思うが、ただ、第1回にも議題によって委員長をどうするかを考えるべきではないかという意見があり、特に今回の課題を考えると、裁判所にもの申す場として、徹底して裁判所にいろいろな意見を申し上げなければいけない回である。この課題を所長の立場で裁いていくということになると、大変苦勞も多いし、聞きづらいことも多分多いのではないか。やはりこういう課題が中心となるときは、意識的に委員長を考え直した方がいいのではないか。司会の仕方にしても、あるいは持って行き場にしても、かえって苦勞をかけるだけで、本質的なところの追及ができにくいという部分もあると思う。

○：1年たち、今までの議論を読み返してみたが、実際、情報提供しながら、それに対して委員の方がいろいろ意見を述べてきたという経緯があり、その状態自体はそれほど変わっていないと思う。

また、双方向の対話という点で、所長が委員長としてまとめるのは非常に苦労はあろうかと思うが、それだけにきちんと受け止めていただく、吸い上げていただくという苦労をしていただいているわけで、私は前例にならって金築所長にさせていただければよろしいかと思う。

○：これまで、いろいろ勉強をさせていただいてきたわけだが、進行については非常に安心できた気がする。皆さんの意見の交換について、中立の立場に立っていただいた形でやっていただけるのではないかなと考えるので、所長にお願いしたい。

◎：おそらく多数決を取ることは無理かと思う。これまでもいろいろなテーマを扱ってきており、今後の問題としても裁判員制度等も含め、広範なものがあり、今の意見を伺ったところでは、なかなか実情を完全に把握しているわけではないという趣旨の意見も強かったので、金築所長に基本的にお願ひすることとし、テーマによって必要があれば、他の方に代わっていただくなりして、所長に司会の労をお願いするというところでよろしいか。

それでは、金築新委員長に司会を代わってお願いする。

●：ただいまご意見があった点は十分念頭に置いて、裁判所に対する厳しい意見を含めて、十分おっしゃっていただけるように、できる限りの配慮をさせていただきたい。よろしくお願ひしたい。

(4) 弁護士の傍聴希望について（意見交換）

●：前回、弁護士委員から、「弁護士会の方でこの委員会を傍聴したいという話が出ている」という話があり、それを今回何か議論するという事になってきたようであるので、この点について意見交換をしたい。

○：もともと、議事概要を作成する際、仮名にするか、といったことについての議論も実は尽くされてはいないと思う。私たち弁護士委員は、この委員会をどういう内容で進行したり、それぞれの委員の方々が意見を言うのか、雰囲気はどうかということ、弁護士会の委員会や弁護士と市民との交流のいろいろな場で、た

びたび聞かれる。自分たちもそれに出られるものなのか、どういう雰囲気で皆さんが意見を言い、それがどういうふうを受けとめられているのか、ぜひ見てみたいと。特に、これから弁護士会側のシンポジウム、今年6月にシンポジウムを、市民をお招きして行うということも計画していることから、その責任者が雰囲気を見てみたいという意見がたび重ねて出てきて、「確かにそういう議論は、まだしていないな」ということで、お願いできるものであれば、そういう何名かを入れて実際見ていただきたいと思ったので、前回の委員会で私がそういう発言をした。

- ：この委員会の公開の問題は、この委員会ができる最高裁の確か諮問委員会の中でも議論になったようだ。一般公開はしないという結論になったようにも聞いているが、それと今の申し出の関係とどう考えるか。そういった問題点があるのかなという気がするが、いかがか。
- ：1回目のときに申しあげたが、聞きたいという方がいれば、それをだめだと拒む性格のものではないと思っている。ただ、傍聴の方も入るからといって、最初やっていたような大きな会議室で、向こうの方が見えないようなところではとても十分な意見交換もできないので、その辺をちょっと工夫をしていただきたいと思う。基本的には、最初からそのような考えである。
- ：原則公開すべきと考える。
- ：話しやすい会場の広さの点の手当がつけば、原則としては公開してもいいかという考えである。
- ：それは特に弁護士会の方が、ということではなくてか。
- ：いや、弁護士会の方は、まずはということですけれども、一般の方をどのように入れるかということもいろいろあるかと思うので、まず、準備的に。ちょっと舌足らずだったか。
- ：私も公開が原則だと思っている。どの範囲の人たちを入れるかとか、人数とか、いろいろな制約があるかと思うが、諮問委員会とは若干、性格を異にする委員会だと思っている。ここに集まっている人たちも市民の代表ということになっているのだから、市民の人たちが聞くというのは、やはり原則として必要だと思う。
- ：過去の会議などで、テレビが取材に入ったとき、非常に緊張するというのか、多分本当の意見が出ないというのか、本当の会議になっているかなという体験を

してきた。言いたいこと言えなくなってしまうことを体験してきているので、だれが傍聴するのか、メンバーを教えてください。市民というのはどの辺まで幅を広げるのか、どういった方々のことなのかということを知りたいと思う。

○：私も、この委員会の性質上、つまり、より開かれた地域裁判所にする、あるいは、市民の方々の声を取り入れるという趣旨で作ったものだと思うので、体験からやはり原則公開でよろしいかと思う。

○：私も公開でもいいかなと思うが、一方で確かに、今はこのようなこじんまりした形で割とざっくばらんに意見を出し合っているのが、大会議室のようなところで、たくさんの方が来るとなるとどうなのかという気もする。

○：原則公開で構わないと思う。どの範囲にこういうのをやっていますよというのを知らせるのかというのが難しいみたいになってくるが、やっている中身を知っていただかなければ当然意味がないわけで、広い範囲で知っていただくことができるのではないかな。

○：基本的には、制限をして公開するという形でいいと思うが、ただ、この委員会が開かれた裁判所にするための議論の場であると思うが、それが、本音の議論、本音の意見というものが、一般に公開されてその中でやった場合に、本当に出るのだろうかという疑念がやはりある。皆さんが、公開やむなし、公開すべきだということになれば、それで結構だと思うが、一定の制約、制限はやはり必要である。

○：国民の声を吸い上げる、国民に開かれた裁判所を目指すという意味では、確かに国民に広く知っていただける方がいいと思う。ただし、その知らせ方としては、一つは議事録のような方式によって、誰でも知ることができる形をとる。そして、全く自由に誰でも来ることができるということになると、先ほど来、自由に意見が言いにくいようなプレッシャーもありますので、制約された公開、一定の人に、やはり先生のような申し出があったときには傍聴していただくというような形がいいのではないかな。

○：この委員会の趣旨からして、原則公開をすべきだろうと思うが、ほかの委員方と同じように、やはり議論に制約がかかるような形での公開というのは、やはりよくないのではないかな。ただ、それをどういう形で調整するかというのは、いろいろ考えないといけない。そこは相談。

委員長が、「一般公開しない」というふうに、どこかの場で何か議論されて決まったと冒頭に言われたが。

●：決まったというか、そういう議論になったというふうに、議事録で承知したものである。最高裁でこの委員会を設ける規則の議論をしたときの附帯決議で、報道の機関に対する公開について議論したときのもの。正確なところが今、手元にないが。

○：そのときは、最初、非公開だとは。

●：一般公開はしない、という表現だったか。申し訳ないが、今、手元にないので。

■：今、所長が述べた一般規則制定諮問委員会というところの議事で、その中でこの地方裁判所委員会の規則を設定するその規則に関する議論があり、その中で、これははっきり書いているわけではないんですけども、一般公開はしないということでもよろしいでしょうねという、よろしいでしょうかみたいな話で出ているので、だから、明確にそこを議決をとったとかという形ではないんですが、議事の流れとしては、その文脈としては、一般的な公開はしないというような話になって書いてあつたかと思う。一応、もしあれでしたらば、このようになっておりますけれども。

○：そのときの、そのしないというのは、どういう理由でそういう議論になっているのか。

●：自由な議論のためでもあるということだったように、ちょっと聞いておりますけれども。

では、それちょっと取ってきていただいて。

○：私も原則公開でよろしいのではないかと思う。

○：最初の議論を正確に覚えているわけではないが、私どもの立場からすると、率直な意見を言うていただくというのは一番ありがたいわけである。そういう面から、原則公開とすると、意見について、やはり建前論の話になってしまって、本当の率直な意見を、あるいは思いつきのような形でのご意見でも我々は非常にありがたいのだが、そういった思いつき的事の意見もちょっと言えなくなってしまうとか、そういう部分があるかもしれないという、最初の話であった。

私はご意見をお伺いする立場であるが、まだ私もある面ではご説明しなければいけない面もあり、ちょっと間違っただけをこの場で言っても、今だったら訂正

もありえるので思いつきですぐ答えられるけれども、もしそれが公開されていて、皆が聞いているという話になると、「すぐ答えられないので、調べてからまたお答えする」などという話になりかねないと思う。

そういうことを考えると、特にこれは公開すべきだとか、何か決める場合は別であるが、原則として考えればやはり公開しないということではいいのではないかと思う。それを決めるかどうかは、結局最終的にはこの委員会が決めることだということだと思う。前回も、最初のうちは、何人か消極な方がいて、これはやはり一般公開というのはいらないで、議事録を公開する範囲で進めていこうかということを出発したように思う。私はそういう意味から、まだ今もそれほど状況が変わっているということはないので、そういう意味では、何か特別な場合とか、これは公開するとか、というのはい個別で決めるのは別だけれども、一般的には、今までと同じような形での非公開でいいのではないか。議事録の公開ということで、一応目的は達成できるのではないかと思う。

○：繰り返しになるが、今ぐらいの、率直な意見を聞かせていただきたいということからすると、やはり今のような形の方が、委員の皆さん方も意見を述べやすいのではないかと思う。

非常に雰囲気気安いということもあるが、とりあえず公開ということになると、どういう方々がよくて、どういう方がいけないのかというような線引きの仕方もなかなか難しいし、また施設の問題等々、各論的にはかなり難しいところがあると思う。ですから、この第6回の審議の進行状況にもよりますけれども、まだ今の段階では非公開ということを進めた方がよいのではないか、議論しやすいのではないかというふうに、私も思っている。

●：先ほどの一般規則制定諮問委員会の話が確認できた。委員の1人が、「議事そのものについては、報道機関ぐらいにとどめていただいた方が自由な意見という点でいいのかなという感じがしている。全部を一般公開というよりは、議事そのものについては報道機関への公開と、議事録等を公開するというのがいいんだと思う。その辺を原則にさせていただいて、最終的には委員会が定めるというぐらいのところよろしいかなというふうに思う。」という趣旨を述べている。それに対して、他の委員も、議事録の公開と議事の報道機関の公開をという意見で、公開を提案した委員自体がそういうことではいいんだということをおっしゃっていて、

委員長が一般の傍聴は認めないということでよろしいでしょうねということで、提案者もまあその趣旨ですということで終わっておりますですね。

それで、最終的に、規則制定のときの確認事項として、委員会及び部会の議事の公開については、当該委員会部会が決定すべき事柄ではあるが、一般規則制定諮問委員会としては、議事録公開とともに、報道機関に議事を公開するのが妥当であると、そういう形の公開がいいのではないかとそういうことになっている。

○：いろいろな弁護士会との協議会とか、外で会議をしたり、意見交換することがあるが、やはり私たちが出るときにも、フリーで話すときと、それから議事録にとられるときと、さらに、一般にオープンなときと、いろいろな場面で、準備の状態というか心構えが大分違う。この委員会は、割合フリーにやってきて、こちらの事前の打合せもそれほどなしでやってきたし、ここで出た疑問に対しても、思いつきでとりあえず答える、というようにフリーで話すことができたかと思う。

もし公開ということになると、いろいろなところに気を遣って話さなければならなかったりするし、裁判所の方から説明するときにもそういうところがあると思う。できる限りその場で対応したいと思っており、後で「しまった」というときには次の回に訂正させていただくということも、今の割と自由な雰囲気からであればできていいと思っている。

というようなことも含めて、原則は今のところ、一般公開などはしない形で進めていただければいいと思う。また、個別問題で関係する方とか、何か関心が高い方など、そういう方がいるときには、委員のオーケーがあれば、随時そういう特定の方に来ていただくということもあり得ると思うけれども、もう少し今の形で行きたい。

○：裁判所を知ってもらうために、この委員会があるとするならば、公開すべきだと思う。ただ、今までの委員会の話を聞いていて、一般の方が来て話を聞いていたら何のための委員会かなと、こう思うところがあると思う。ただ、私はそうではないのではないかなと思っている。公開して裁判所を知ってもらうことだったら、公開すればいいし、この前のNHKでやった裁判員制度だって一番わかりやすく、本当にいい放送してもらった。あれだったらいいのではないかと思っている。

私は、ここで求められるのは市民の声をというか、東京でいうなら都民の声と

どうか、そして同時に開かれた裁判所にするためにどうするのか。実は裁判所の方というのは、法律の専門家ですから、主に法律はすばらしい勉強をされている。法律は守りですから、そうではなくて改善のためというのは、なかなかちょっと難しい。そのために行おうとするならば、私は手続の論議が必要だと思う。その論議をするならば、やっぱりこれは公開にしないでやるべきだと、そう考える。

どちらにその重点を置くかによって、そのことを考えていく必要があるのではないか。

●：裁判所の方では、ざっくりばらんなご意見を聞きたく、こちらからもざっくりばらんな説明をしたいという意見がある。また、裁判所側の委員の意見は別としても、ほかの方の中でも、やはり一般公開はどうかというご意見があった。そういう方のご意見に反して公開するというのもどうかなという気もするが、いかがか。

○：先ほど私が協議をお願いしたのは、課題、裁判所や司法に対する関心の高さ、シンポジウムの準備といったことの課題との兼ね合いで、この地方裁判所委員会というものが、どういう実際の討議状況であるのだろうか。その雰囲気とか、いわゆる東京の場合、どういうふうな形で意見を言い合って、どんな雰囲気だろうかということを見たいという、そういう密接な課題との兼ね合いでの意見である。

であるから、少なくとも一般的に自由に市民のここへの傍聴を認める云々というところ一気にいくということを考えて提案したものではない。やはり、見てみたいという弁護士の集団だったり、あるいは市民のいわゆる集団の中でもそういう課題に関心を持っている人たちについてである。そのような人たちについて、原則非公開というのではなくて、状況、施設の問題、それからその数の問題等、いろいろなものがあるが、そういうものを兼ね合わせて、委員長、あるいは委員長代理その他、いろんな方に協議していただいて都度、都度許していただくということを原則にさせていただけたらどうかと思う。一般的に、こうだというふうに決めつける必要はなく、また、全部とにかく原則として抽選とか全部許さなければいけないとか、そういうことではない。当面のところ、そういう申し出をするメンバーというのは限られている。報道機関なども、それは多少関心ある状況があったら、ぜひ行ってみたいという方は、ぜひ積極的に認めていただけたらありがたい。そういうのを基本にさせていただけたらありがたい。

●：この点についてのみ時間を使うのもどうかと思う。今、お聞きした意見の中でも、仮に認めるとしても、どういう方に、どういう範囲でという問題があるのではないか。そもそもそういう形の限定がうまくできるのかどうかという問題点もあるんだろうと思いますが、それでは、この問題はこの場で結論ということではなくて、委員長代理にも相談なりして、取り扱いを継続してちょっと検討するという事でよろしいか。

○：結構である。

●：それではそういうことにさせていただく。

(5) 「より利用しやすい裁判所にするためにはどうすればいいか」（意見交換）

●：今回配った資料は、裁判所へ出されたものを今わかる限りで集めたものを多少分類したものである。庁舎施設の関係が最初になっており、これが割合入りやすいテーマかなという気もするので、この庁舎施設の関係から、議論、意見交換を試みたらどうかと思う。ご覧になって、何かご意見があれば。

○：要するに、もっと調べて、裁判所のよってしかるところをこの委員会でもっと意見を深めなくてはいけないと思う。それが端的に出ているのが、先ほどのいわゆる公開の問題だと思う。そのような立場で少し広げて意見を出したいと思う。

まず、今日出された、より利用しやすい裁判所の施設にするためにどうすればいいかというのは、このいろいろな苦情とか意見に対してどう対処するかというのがあると思う。

もう一つ、大事なものは、僕は9月の委員会でも少し話したが、今回の広報の中に、「裁判員制度が始まりますと、国民皆が参加できる身近で早くて頼りがいがある司法を目指します」というのがある。皆大事にしているわけではあるが、もっと深めなくてはいけないという意味で申し上げている。

いわゆる「利用しやすい」ということは、その利便性だけのことを言っているのではないと思う。やっぱり裁判所というのが、これを私は広げて司法という意味も入っているけれども、やはり国民にとって頼りがいがあるということが、すごく大事な部分だと思う。そういう意味で、国民にとって安心とか、生活の安心を守ってくれるのが司法であると。あえて言えば、三権の中で立法と司法、行政といろいろあるけれども、日本が今大きく乱れており、そういう中で国民を守っ

てくれる部分はどこなのかという、3つのうちの 하나가司法というように、その司法の中の裁判所が、そういうものが我々国民にとって非常に身近な存在である。そういうような意味で頼りがいがあるということはどういうことなのかということ、僕はこの委員会の中で1回議論を深めてほしいと思っている。

それから、「早くて」という言葉があるが、これについては「時間がかかる」というのもこのアンケートの中に出てきており、また、「わかりにくい」というのがあった。

●：裁判の手续がわかりにくいという意味か。

○：裁判がわかりにくいというのがある。そういう部分をどうやるのか。これはいろいろ模擬裁判とか、あるいは弁護士のいろいろな会合でもそういうのが行われているけれども、そういうところが大事だと思う。それが1つ。

3つあるのだが、2つ目は、この先ほど青木委員から出たNHKの2月11日、12日の「あなたは人を裁けますか」というのがあった。私も見て、非常によくできているというか、学ぶところが多かったと思う。その中で、それこそ裁判官の方とか検察の方に伺いたい、私があの中で一番受けたのは「市民」という言葉である。今日、私がさわやか福祉財団の「さあ、言おう」という1月号を入れさせていただいたのは、自分が発言する舞台とか、自分が考えている世界などがこの中に堀田力を含めていろいろ出ているので、そのような意味で入れさせていただいたが、やはりあのNHKの中では「市民」ということを感じた。もう一つ感じたのはやはり「正義」である。最高裁判所の中に正義という銅像があるそうだが。正義という言葉を感じた。正義は皆さんお持ちだけれども、あえて裁判所とか検察の司法に係わる方々が市民ということはどういうふうに見ているのかということ伺いたいということ、あのドラマを見て感じた。それからもう一つは、私のとらえ方であるが、証拠と証言の確認の中で、日本の場合は、別にこれは長年の歴史があるから、それを否定している意味ではないが、膨大な調書を見てというのがあった。イタリア型の場合は、いろいろ直接質問をしてというのがある。これは制度が違うけれども、裁判員になったならば、いろいろ裁判員としては質問をしてみたい、自分の言葉で質問をしてみたいということを感じた。それからあともう一つは、アンケートの中に、時間がかかるとか、わかりにくいという言葉が出ていた。また、閉鎖的という言葉も出ていた。これもなかなか意味深など

ころだと思う。国民にとっては「裁判員制度ができたから皆さんやるんだよ」と言われてもなかなかわかりにくい部分がある。これをより理解してもらうために、どういう方法で理解してもらうか、広めるかということが、この委員会にとっての目的だと思う。そういう意味で、前回出された検察審査会のデータの説明で、やってみた後には90何%の人が理解を示し、「自分のためにもなった」と回答しているというのがあった。あのデータは、この裁判官制度の中でもっとPRとして活用されたらいいのではないかなということを感じた。

もう一つ感じるのは、その冒頭申し上げた市民ということで、要するに市民感覚を司法に係わる方がどれだけ持つかというのは、この裁判員制度の大きい要素だと思う。別に我田引水するわけではないが、さわやか福祉財団には、今地方の自治体から30歳前後の人が8人ぐらい1年単位で研修に来ている。去年、一昨年には、検察官が1名ずつ研修に来た。それはやっぱりその司法の中に、あるいは自治体の中にいるのではなくて、要するに市民というものをもっと知ろうという意味で、研修に来られている。そういう意味では裁判所の中からも、さわやか福祉財団で1人研修をされるのもいかがかなと思った。

3番目、これは簡単に言うけれども、私も高齢者問題とか、子どもの問題とかいろいろな問題もやっているけれども、非常に社会の流れが早い。その社会の流れが早いことに対して、司法とか法律というのは、なかなか追いつけないと言ったら悪いが、そういうところがある。そういう中でいかにそれに対応していくか、要するに社会をよくするというのを皆さんお持ちなのだが、社会をよくするとか、人間愛がもっとある形で、この問題に取り組みなくてはいけないと思っている。

それで、私がやっていることを2つ申し上げると、裁判所という意味では家庭裁判所の関係ではあるが、成年後見制度がある。介護保険制度と同時期に発足したのだけれども、およそ普及していない。痴呆性の高齢者が150万人もいるのだから、そういう方々に必要な制度だと思うけれども、その成年後見制度が普及していないので、それを普及させるために堀田力さんと清水慧子さんが代表を務める高齢協という高齢者の団体で私が中心になってそれを普及させる運動を、厚生労働省と組んでやっている。これの参考にしているのが、ドイツであるが、ドイツは8,200万人の人口の中で成年後見人というのが100万人利用されている。日本は1億2,000万人の人口で、まだ6万人である。これから高齢者の痴呆の人が

どんどんふえてくる中で、そういう法のもとで高齢者が自分の老後を、自分のお金を使っていい形で治まるためには、そういう成年後見制度が必要だと思う。ですから、そういうものに対して世話人という弁護士とか司法書士との中間の段階でのいろいろな動きをしようというのをしている。

それからもう一つ、いろんな地域でアメリカの青少年更生プログラムというのをやった。これは、アメリカの弁護士で大学教授のドクター・ハーンという方がおられて、いわゆる少年裁判所というのがアメリカにあって、これはワシントンDCの高等裁判所で、ユース・コートという少年司法裁判所を認知している。これの仕組みというのは、青少年対象ですけれども、初犯の青少年を既にそういう犯罪に関わった子どもたちが、青少年が陪審員になるという制度ですね。そういう中で、いわゆるコミュニティーサービスをしながら、やっぱり自分で自分が目覚めるという形である。そういうところでいろいろコミュニティーサービスした上で、タイムダラーと言うのだけれども、ワン・アワーがワン・ダラー、これは円という意味のダラーではないけれども、要するに1時間という単位でいろいろ社会に貢献する。そういう中で青少年たちが、いわゆる更生していく、自立していくと言うのである。社会をよくするためには、そういういろいろな制度が必要だろうということで、直接アメリカの問題しかやってないけれども、こういう問題も日本の中では地域通貨という形で我々広げているけれども、やっぱり社会をよくするためには、人の支えがなければというようなことでやっており、そのような意味で申し上げた。裁判からちょっと広がったけれども、やっぱりもっともっとグラウンドのベースが、日本の社会がどうなっているのか、どうしたらいいのか、それは裁判員制度を、これをどういう形でこれの中に、要するに組み込ましていくのかと、そういう大事な論議を、やっぱり東京地方裁判所委員会ですから、ぜひやっていただきたいなと思う。あとはこの利便性の問題である。

●：ありがとうございます。幅広いお話があった。このような基本的な面に触れていただいてもいいし、個々の具体的な問題でも結構であるので、意見をどうぞ。

○：23番に、「書記官の態度が横柄だ、不親切だ」という、これ1つ取っても、大変な問題が入っていると思う。

東京地方裁判所の職員というのは法律の専門家で、一般の市民からすると大変な知識を持っている人であり、法律の知識がいつも話の中に出てくる。そうする

と、それを聞いている一般の方は大変な重圧というか、横柄だと話を受け取ってしまう。その一つの例をちょっとお話しておきたい。

昨年11月にある強盗殺人の遺族の方への支援をした。そのとき、私も、法廷への付き添いをやっているのですが、検事をお願いして傍聴券取っていただけないかということをお伝えしましたら、検事の話では、傍聴券が交付されない、並ばなければならないので、遺族の方に伝えてほしいということだった。いろいろと電話して、あっちこっち回されたが、主任書記官の方に話がつながった。

このとき、その方は何席必要かと。そして私は遺族の親子と、それから可能であれば支援者の席をいただけないかと、こう話したら、そこからである。「あなた条文知っているの」と。「何て書いてある。直近の親族分だけだよ」。「六法全書を横に置いてあるんでしょね」。遺族だけ後で入ってくると、他の人はどう思うかと、そういうふうに言われた。結局は、最後には4席分全部確保してくれたのだが、その「六法全書を横に置いてあるんでしょね」というように「六法全書」とこういう言い方は、これは本当に法律を勉強している、一生懸命勉強をされて知識を本当によく知っている方の言い方で、この言葉は、一般には通用しない。ですから、こういうところをちょっと直してもらおうこと、これも大切だと思う。

それから、先ほど言った法律家の方、法律を本当に一生懸命勉強すれば勉強するほどそういう形になってしまう。こういう話をするときには、ほかの人はそんなに法律をよく理解しているわけではないと思うので、ちょっと注意していただけたらな、そんなふうに私は思う。

○：私ども検察庁にも被害者支援室というところがあり、ここへ来る前に支援委員の話若干聞いてきたところである。

一般的には、付添いで支援委員が裁判所へやってきても、遺族の席、あるいは被害者の席を確保して、付せんまで張ってくれ、案内もしてくれる、非常によく気配りをしているというのが一般的な話であった。

ただ、例えば、被害者、遺族が3席までというような話をされることもあって、その場合に説明をもう少ししていただければ、被害者遺族の方にも理解していただけるのかなと思ったことがあった。例えばマスコミには10席あるのに、なぜ被害者は3席なんだというような話があったんだけど、国民に開かれた、公

開した裁判という観点からすると、マスコミを通じて社会・国民に公開するという必要なんだというような説明、それから全体の席の制限というようなことを言っていたら、被害者も理解したと思うけれども、ただそのときも、ややそっけない対応であったというようなことを、支援委員の人が言っていた。裁判所としては、どちらの肩も持てないということも非常によくわかるし、決まったことをなかなか変えがたいということはあるかと思うが、そういった説明、あるいは対応というものもより工夫していただければありがたいと思う。

○：今のお話、一語一語ごもっともで、実は被害者保護の観点のいろいろな改正というのは、この数年、刑事裁判の中でも一つの課題として、法制的にはいろいろな法制ができあがって、ビデオリンクとか、それから遮へいとか、被害者の陳述の機会とか、いろいろ整備されてきたのだけれども、今いろいろお話が出ているのは、もう少しもっと基本的なことだと思う。それぞれの場面で裁判所の一線の方の説明がもう少し親切、わかりやすくということを考えなければいけないのではないかというご指摘も共通だと思うので、ここに来たご意見をぜひ参考にして、これからやっていきたいと思う。大変貴重なご意見だったと思う。

○：被害者専用の待合室のことについてちょっとお聞きしたい。

刑事裁判というのは社会正義を実現する。これは特に裁判所あつての社会正義が成立するんだと思っている。でも、裁判所段階では被告人も無罪の推定と。ですから、加害者も被害者も公平に行うということが必要になっていると思う。

しかし、社会正義の実現を目指すならば、被害者と、目撃者の証言を大切にしなければならぬ。そういう意味で。特に選挙違反の証人になった場合、警察も検察も裁判所に全然行かない。ましてや、今までの社会情勢の中で強姦事件の被害者、本当にさらし者になっている場合があるという。

この前、ある被害者遺族の方が、裁判所でいろいろと話していたら、隣の人が、加害者の親族であった、本当に恐怖心を持ったという話をしていた。今外国では、欧米では、被害者専用室がある。ここでは広く快適な部屋に、お茶、テレビ、書籍がおかれている。保育もしてくれる。そういう状況において、やはり裁判というものを本当に公正に行われるというようにしていく。

この前の裁判員制度のときに、裁判員になりたくないというのは 64 %でしたか、実は証人で来たいと思う人は、ほとんどいないのではないかと思う。自分の

時間を使って行くわけだから。それを裁判の根本であるところのそういう被害者、目撃者に対する態度、確かにこの建物をつくったときの考えは、加害者人権をいかに守るかの時代でつくっているから、それはいろいろ難しい面もあると思うが、どこかを改良してそういう欧米並みまでいかないとしても、そういう被害者、目撃者のためのものを作って対応していくということを検討していただければと思う。これも裁判所の今後、この動きは相当大きい指針を持ってくると思う。

○：庁舎施設に関するという話があって、ハードの面の話だと思うのだが、これよりさらに大きな問題として、市民に利用しやすい裁判所となると場所の問題がまず出てくると思う。今回、八王子支部を立川に移転するとか、墨田の簡裁の問題であるとか、その裁判所の場所の問題について、まだ完全にできているものではないから、ぜひとも具体的に市民の声を反映した施設、場所はもう決まっているので別の場所にとすることはできないと思っているが、施設の点については、市民の意見を広く深く聞いていただいて、ぜひともその辺を実現しておいていただきたいというふうに思っている。

今までは、こういうものができましたという形でお知らせはいただくのだけでも、後からこれは使いにくいとか、これはもうちょっとこうしてもらいたいというような話が出てきて、つくり替えをしてみたりというようなことも、ちょっとあるように見受けられるので、ぜひとも完成する前に、青線を引く前に、一度市民の声が反映できるような場所を設けていただいて、一度意見を聞いていただく。この委員会でまとめていただいて、委員長が裁判所の所長あてに諮問書を、答申書を、あるいはいろんな意見を出していただきたいというふうに思っている。

●：この庁舎について、感想はいかがか。

○：学生の授業評価に類したものがあるのかなというイメージを若干持った。授業評価というのは、おもしろいもので、一番出来の悪い学生がその先生の評価を最も悪いのを出すという傾向が統計的に証明されており、これとまた別だと私は思っているのだが、ややちょっと裁判所に要求をし過ぎているものの中にはあるのかなというふうなニュアンスもある。

例えば、裁判所は最後の救済場所となるべきだとか、あと 30 番ですが、裁判所の目的どおりに使えないもの、裁判所の責任であると。ある意味自己責任の部分もあるというのかなと。それ以外には、やはり裁判所側の努力不足とか、説明

不足というものが、建物の施設以外のそういったものに起因するものなのかなという印象を持った。

ですから、私はどちらかというところをすべて聞き入れるという形ではなく、やはり取捨選択して市民が自己責任で解決すべきところと、裁判所が本当に解決をしてあげなくてはいけないところというのは、きっちり線引きをするべきではないかというふうに思う。

●：これは裁判所に関することが全部挙げてあるので、ちょっとどうにもならないもの、司法行政的に取り上げて処理することが本当のところは難しい問題もある。

○：「裁判所は最後の救済をすべきであるのに」というような指摘があったが…。

○：何でもやってくれないとおかしいという考え方は、やはりちょっといかなものなのかと思う。

○：裁判官の対応の問題で、当事者の言い分によく耳を傾けるべきであるということ、まさにご指摘のとおりであると思う。しかし、この中には、結局自分の思うとおりの結果にならなかったということについての不満を、こういう形で表現するということもあり、そういうところは、制度の趣旨からしてやむを得ない、それはそういうものではないか、とこちらとしては言いたいようなところがある。

例えば、先ほど競売の物件を買ったら、目的どおり使えなかったというのは、これは物件については、それなりのものについての説明がいろいろ差異があって、それからそこにはない情報が盛られているはずであり、それが、そういうのを見た上で買っていただいたんだけれども、自分の目標と違ったというようなことで自己責任の問題に属するものがあるのかなというような感じする。

例えば、33番の自分の言っていないことを口頭弁論調書で書かれたという、言ったことが書いていないという、このようなご不満はかなりよくある話ですが、裁判上、言われることは何でも記録するのかというと、やっぱり裁判官の立場から見てほとんど意味のないものもやっぱりあるわけで、そこは適宜、法律上の観点からの取捨選択をしなければいけないとういようなこともあるので、これは当事者の問題意識と裁判官の問題意識との間にずれがあることはあり得ることだろうと思う。

○：そもそも、判決に関する不満とかというのは、必ずどちらかの側から出るものなのではないのか。

●：ここにも刑が軽すぎる、もっと重くすべきだという意見が出ているが、ご承知のとおり、裁判は各裁判官が独立してやるものであるから、例えば、私が所長の立場で、君のやっている裁判は軽いではないかと、もっと重くすべきではないかという意見を言うことは、絶対にしてはいけないことである。だから、ここで議論していただくのも適当ではない。もっと刑事裁判の刑を重くした方がいいのではないか、あるいは、そうではないんだというような議論をすること自体が適当でない。市民の中のいろいろな意見、不満の中で、裁判のやり方、中身について不満というのは、むしろ中心的なものかもしれない。しかし、裁判の中身とかやり方ということになると、個々の裁判官がやることなので、司法行政的にあかしろ、こうしろということができないという、ここはご理解いただいていると思うけれども、念のため、ちょっと申し上げておく。そういう種類のものが少し今回入っていて、これはもともとここで議論していただくことが適当でないが、とにかくこういうものが来ているということで、全部紹介させていただいた。

○：裁判所はいいという意見はないのだろうか。聞いてみたら、非常にわかりやすかったとか、非常に親切だったとか。

●：今回は、「苦情」という観点でまとめてみたものである。

■：いいという意見もある。市民の裁判ウォッチングなんかの際の感想には、非常にていねいにやっていただいたという感想というのもいただいている。

○：皆さん、裁判所ではあまり心理状態がいい状態でないんで。

■：でも実際にごらんいただくと、その際の感想は、どちらかというところ、思ったより親切だったとか、親しみやすかったというような感想が多い。今度、いずれその辺もご紹介させていただきたいと思っているが。

○：これらの項目について、裁判所の方でこの苦情が出た以降、ここがこういうふうに改良したとか、ここは訂正したというようなことを、少し教えていただきたい。

●：では、事務局から、とりあえずは庁舎施設の関係で紹介する。

■：苦情と対応の前後関係が必ずしもはっきりしているものではないので、こういうご意見があり、それに関しては、裁判所側としては、こういうことをやっているというような趣旨で聞いていただきたい。

喫煙所の関係。平成15年度内に当庁舎内完全分煙体制をとった。つまり、別

室をつくって、そこ以外では喫煙をさせないというスタンス。支部、簡裁については、そういうスペースのとれない庁舎内については一切禁煙というスタンスをとっている。非常に厳格な体制を早期にとったと、こちらとしては認識している。ただ裁判所には、不特定多数の方が常時入庁されるという中で、まだ実際に喫煙される方はおられる状況で一切喫煙を認めないということは、ちょっと不適當なのではないかというのが裁判所の判断だった。そういう観点で、一部に喫煙所を設けるといっているが、職員のためだけというわけではない。

それから、ATMの関係。これは、ときどき確かに出てきているが、これについては、会計の方で実際検討したようである。その際の銀行側の対応が、費用対効果が出ないという回答だったそうである。それで入らなかったということがある。

それから、飲料等の自販機の関係。これについては、地下1階に売店と自動販売機、1階には自動販売機があるので、特に上の階についてはいらないだろうというの見解である。

それから、建物が南北対照でわかりにくいという点。これもよく出てくるものである。これは、以前もっとわかりづらかったものであったが、ずいぶん対応してきている。具体的なところを述べると、エレベーターを降りると真向かいにエレベーターホール北、あるいはエレベーターホール南というふうに表示をして、エレベーターホールについては、青と赤で表示をしている。一応北の方、これは寒いというイメージだと思うけれども、青い表示にしている、南の方は温かいというイメージだと思うが、赤い表示をしている。その後には、案内板は色つきのわかりやすいものにして、現在地を表示するようにした。この関係ではいろいろ工夫をしてきている。

それから、トイレがわかりにくいという指摘、これも並びにある関係でわかりづらいということのようである。今現在、2～3階を見ていただければ、若干上の階と違うのがおわかりいただけると思うが、入り口の案内の板、マークのついた板を、約1.5倍から2倍ぐらいの大きなものに変えている。順次、上の階についても変えていく予定となっている。

それから、駐車場の点であるが、これは庁舎の敷地の問題があるので限界があるが、高地裁として、一応、一般駐車場として40台分確保している。うち、4

台分身障害者用ということで専用にとつてある。敷地の関係もあり、当庁舎は交通の便が非常にいいところにあるので、公共の交通機関を利用していただくということを前提に考えているということである。

それから、落ち着いて座って書類を作成したりできる場所がないという指摘。確かに、一つはご指摘のとおりであるのかもしれない。ただ、これについても、庁舎のスペースに限界があるので、今、こちらの方で対応しているが、一部その受付等、窓口等、カウンターを下げたローカウンターにして、いすを置くと。そこでやるということ、順次実施しているようである。また、廊下についてはやはり消防法の問題があるので、机等を置くということにはできないことになっている。

それから、待合室が少ないという点について。昔は、正直なところ全くなかった状態だったが、現在は12階から14階まで、南北各2カ所待合室がある。11階にも民事部があるが、待合室はないので検討していきたい。

それから、エレベーターについてだが、これは非常にこの皆さんもイライラするものだと思う。我々としても、非常にイライラしているところだが、これは随分対応してきているところだということである。何年前に、エレベーターの基数をふやしている。それから、上に、今何階にいるという表示を出した。一応、経済的かつ効率的には管理システムを利用しているということであるが、なかなかお待ちいただくことがあるということは承知していることであった。

法廷の後に報告会などを設ける、開ける場所を設けてほしいということとはたまにある。ただ、これに関しては、裁判所、これ中立公平な立場で、また、裁判をするところである。そういう集会あるいは報告会等については、庁舎内で開いていただくことは相当ではないというふうに考えている。

それから、これ金属探知機の問題であるが、これ非常によくご指摘をいただく点である。こちらの方もオウム関連裁判が落ち着くにつれて、何とかならないものかということで検討したことはあるけれども、その度にやはり安全性の問題は否定できない。新聞にいつぞや出ていたが、1日7.5本だったか。刃物が持ち込まれているというような報道もあった。常時そういう危険物が入っておる状況の中で、ちょっと当庁に関して言えば、金属探知機を外すことは、安全性の点からまだちょっとできないというような結論に至っている。

弁護士の先生方については、裁判所へ来られるのは業務であるため、これを毎回金属探知器を通していただくわけにもなかなかいかないことと、共通のバッチをつけておられるので、バッチで判断できるということで金属探知機を使わない方の通路を通していただいている。

それから、たまに警備事件の関係だが、金属探知機を通った上で、さらに法廷の場合には棒状の探知機を使って一通りまた金属探知をする場合があり、これについて過剰警備ではないかというご指摘をいただくことがたまにある。確かにそういう印象を与える面もないとは言えないが、やはり実際、以前に法廷で法廷警備員が刺されて死亡したこともあって、慎重にならざるを得ないという判断が裁判官の中にはある。また、裁判所内では、例えばカッター等なら売っていたりするもので、そういうことも含めて考えている。盗聴防止、盗撮防止とかの関係で荷物を預からせていただく場合もあり、そういう場合にはカメラ等を金属探知することもあるようである。

それから、このほかにつけ加えさせていただきたいこととして、バリアフリーの関係でこういうことをしているというのがあるので、ご紹介させていただく。

まず、エレベーターについてだが、全階に停止するエレベーターが、北と南にそれぞれ1基ある。このエレベーター、基本的には身障者用という設定をしている。もちろんほかの方も乗っておられますけれども、その乗降口の外、乗り口の外に点字の案内板をつけている。それから、そのエレベーター内には、鏡を大きく張っておりまして、真正面のまま車椅子でお入りいただいて、そのまま出られるというような配慮をしているということがある。また、停止ボタンについては、いずれも点字をつけるのと低い位置につけている。

あと玄関に車いす用のスロープがついている。これはちょっと遠回りになっているので、決してそんなに威張れるものではないかもしれない。それから、まだたくさん進んでいるわけではないが、一部玄関口、入り口から中へ誘導する点字ブロックを設置している。これは順次、設置していく予定とのことであった。

あと、守衛ボックスの方には、貸出用の車いすが3台ある。それをお貸しする際には守衛の方で、エレベーター等への案内等もしているところである。

こちらの方でちょっと準備させていただいたのは、これくらいである。

○：実は私もこの8番を見て、裁判所における被害者、当事者の待合室なんていう

ものがないかと聞いたら、8番の話を聞いたら各階に待合室がありますと言われた。ということは、これはもう一般の方を、すべて公平に見るからそういう考えが出ないのかなと思った。

私は、ここへ来てコーヒー飲もうとしたり、待っている時間には、下に行って食堂でウーロン茶を飲んで待つ。十分広いスペースで、一般の方はいいと思う。そういう方はそういうところで待っていても、また1階のロビーで待っても、私はいいと思っている。ただ、犯罪の被害者は罪もなく被害を受けている。その人たちが加害者と一緒にいるのか。また自分の姿を見られてしまう。何のためにビデオリンクやっているのか。遮へい措置を何のためにやっているのか。それを公判廷だけではやるけれども、受付だとか、いろいろな階ではわかるようにして。そこのところはちょっとおかしい。それも、各階に2つも待合室がある。1つ、ちょっと改善することによって、大きないい裁判をやるための本当の証言を得るための対応もできてくるのではないかなと、そう思って今すばらしい話を聞かせていただいた。どうか、その辺の検討、また同時に、そういう待合室から傍聴席まで行く通路というか、そういうものもご検討していただけたら、このビデオリンク、そして遮へい措置という法律で決まっていることに対する対応というのは、しっかりといくんではないか、そういう思った。

○：被害者の立場で擁護するべきだとしてあげられる事項を全部想定しているかどうか分からないが、被害者が証人として立たれるときなどは、検察庁の方から個別の連絡をもらった際には、そのような、他と相当接触したくない方々は、書記官の方で誘導して書記官室の近くのところで待っていただくとか、あるいは廊下をあまり通らない形で法廷まで誘導するとか、それは個別に対応できるものであり、情報さえ早めにいただければ、いろいろな形で守ってあげることができると思う。しかし、一般的に待合室という形で被害者の方だけを、被害者側の方と言いますか、隔離してできるかどうかということは、少し難しい。

○：今、お話しになったのは、例えば、検察官から重大なというか、殺人の被害者とかということで、連絡がいけばそういうことをしていただけるかということかと思う。しかし、それでも被害者に対してというか、その遺族、被害者というのは法律で言えば刑法的な対応の被害者をみなす。このケースというのは遺族でもある、ひいては友人でもある。そういう方も被害者である。それと同時に、

「何かをやってくれる」というのではなくて、そういうのがもう規定的にそうできるんだというふうな待合室の使い方。そして、それで裁判所にそういう電話したならば、そこにちゃんと対応してくれる人がいますよ、そこに行ったらどうかとか言って取り次ぐ。もうちょっと一歩進んだ考え方がよろしいのではないか。

○：参考までに聞きますが、そうしますとイメージとしては、被害者であって証人に出るといふ人だけではなくて、被害者の遺族とか、それからたまたま傍聴だけにしたいというような方とか、そういう方の。

○：この前、イギリスの方で何か最高裁判所の方が調査した結果を事務局の方にも渡したと聞いた。もっと広く、遺族の方々もすぐに傍聴したいということにもある。それを裁判所側だけでやろうとすると、ちょっとできないところもあるのではないか。今、加害者も被害者も公平な扱いされていて、と同時に、まだ加害者も裁判段階では無罪の推定を受けているわけである。そこで、本来は、民間団体の本当にしっかりし団体に、お茶汲みなどの段階で連絡をとらせるような形をしながら、お金がかかるわけでもないのだから、そういうことをもっと活用して、きっちり傍聴に来られる、裁判にかかわる、そういうことをしていただけたらと、こう思っている。

これから、犯罪被害基本法の中で、今基本計画の中でもいろいろと各省庁に対しての横断的な対応が検討されているが、一つ一ついろいろなものを考えていただけたらと思っている。

○：今回の苦情の資料、総ざらいのようにたくさん出していただき、まず感謝する。私たち日ごろ裁判所へ通うのが半分仕事のような立場の者からすると、この一つ一つ、私たちの弁護士会館もそうなんですけれども、すべて一つについていろいろな思い入れというか、意見が言えるほど一つ一つがたくさんある。エレベーターが来ないというのについても、全くその裁判所も来ないが、僕らの会館へ来た人間は、もう二度と入りたくないほどエレベーターが来ない。そこでイライラしながら、大変いらついた気持ちで待っている一般の人たちというのは、大変たくさんいる。

それで、実は先ほどのあれだが、競売物件を買ったら自分の目的どおり使えないから云々と、裁判所の責任だと。これはまあ確かにおっしゃっていることがむちゃくちゃなのだが、しかし一般の人たちは不動産業者を間に入れたり、不動産

を普通の売買の形でもって買う。ところが裁判所の競売物件を買うのは、ちょっとそれと制度が違うが、一般の人たちはそれと同じだと思って買う。買うと当然、そこにいろいろな瑕疵がある。あるいは実は裁判所に救ってくれと言ってもそれは救えない。ただ一般の買い方をすると、売買でそういうことはあり得ない。あり得ない課題が次々出てくる。確かにもう法制度のことであるけれども、裁判所を経由して買った物件はもうもめ事がその次に沸騰してくる。起きてくることは、あえて承知で買うということになるから、値段も当然廉価になるし、次の問題をクリアしないと正規の物件にならないわけだが、そういうことがなかなかこの一般の方々に通じない。私たちにすれば、そういうものを専門にまた仕事をさせていただいているから、何とも言えないが、それくらい問題がこれ多い。次から次と、まあ問題があると。ですから、ここでおっしゃっているご意見を拡大して考えると、大変よくわかる。制度の不備ですけれども、裁判所から買ってくると、次の問題が起きる物件だよということである。これをどうやって理解させるかという課題が実はある。それから、執行官の方々と僕らは日々接触する機会が多いのだが、ここもその執行官の方からも横柄であるというふうに単純に考えるのではなくて、来る日も来る日も大変つらい仕事をしていらっしゃることはわかるが、まあ窓口から始まって大変僕もつらい立場にそこで立たされて、今はもうその裁判所はなくなったけれども、数年前など持っていくと、「今ごろ持ってきて何だ。」と言われた。「今ごろ持ってくる」というのは、4時ごろ持っていくわけですが、「もう終わるよ、今日。今日終わりだから、もう持ってくるのやめてくれよ」というふうに、僕らが持って行っても、ずば一つとこう言うわけ。

「余り働かせないでよ」と、こういうふうに言われる。

それは今の時代は、執行官の方はそういう方は少なくなりましたけれども、もう執行官室へ行ったら僕らはそういう対立をすることを覚悟して、よほど心を引き締めていつも行くということをずっと体験してきた。地方の執行官の方なんかには、私たちの顧客が行くと、大変またつらい思いをされる。東京でそういうことをしたということではないが、それぞれつらい苦情を言われまして、その一つ一つであるから、ここに並んでいるものが、本当はどうなるかわからないが、実はいっぱいこの中に、一つの中から思い浮かぶその苦情というか、より利用しやすい裁判所にするための問題というのはいっぱいあるんじゃないかなと、こう思

う。

それだけではなくて、3枚目などになると、これはもう1回か2回、もう1回本当は課題でやっていただきたいのだが、裁判が遅いとか、あるいは裁判所に対する苦情をどういうふうに言ったらいいだろうかという、よく裁判所の入り口に来るとマイクでずっと一日中あれをしゃべっている人がいますよね。裁判官の具体的な名前を出して、この裁判官は気に入らないと言ってやっている。延々とやっている。1カ月たってもまたやっている。こういうことですが、ああいう人たちの苦情の仕方というのは、確かにいかななものかとは思いますが、それほどこの何て言うんでしょうか、紛争、対立の渦中にある人間のしつこさというのはあり、それは一つ一ついっぱい言いたいことはある。

長くなりましたが、ですから、より利用しやすい裁判所というのを、私たちは一つ一つこの中から、いろいろなことをまだお伝えしなくてはならないとか、感想で言わなければいけないことが、そこら辺のところを裁判所はもう大変よくやっていたいていると思う。決して、おべっかを言うわけではなくて、よくやっていたいていると思うが、裁判所なりの、先ほども言われましたとおり、いいと思ってやっていることが、実はとんでもない評価になっているということはある。期日の決め方でもおっしゃるとおり、私たちには確かに尊重してくれるが、一般の本人訴訟のときは、大体裁判官はある程度期日を押している。申しわけないと僕は思うんですが、自分たちの期日を優先させていただけるための感謝で、黙っていつもそんなことでいたが、一般の人は本当つらい思いをして何で押しつけるんだと。自分だって都合があるのに、あなたが都合しなさいよと。この弁護士がいいと言っているから、裁判所がいいと言っているんだから、あなた納得しなさいよというような説得の仕方を取れるかの発言を、次々とされている。

そういう私たちを含めて、先生、先生と呼ばれることの意味合いも含めて、大変痛烈な批判がたくさん出ている。よく出てきたなというぐらい実は感じている。

○：被害者遺族から話を聞くと、東京地方裁判所、検察庁はすばらしい、という評価を受けている。裁判としてはすばらしい評価なのであるが、例えば、ここに裁判に傍聴したいんだけど、どうしたらいいかと、僕は裁判所へ電話したところ、たらい回しにされる。実は、総合相談所で受けて、例えば、今私が言っている傍聴の応接室の話だと思えば、それだったらこういう民間でボランティアでや

っているところがありますよと言って、そこにつないでやる。そうすると、その方は入り口まで来て、そのボランティアの方が迎えて、そしてそれが案内して部屋の中で無料のコーヒーでも飲ませて、そうして傍聴に落ち着いて行く。そういう形ができれば、証言するにも、本当に落ち着いていいと思う。

また証言した後も、この被害者にとっては大変な心理状態に陥っている。弁護士の鋭い質問に答えてくるのであるから、人によっては心臓が張り裂けそうなような状態で、それと同時に怒りも込み上げて。それをちょっと、終わった後にずっと話を聞いて、コーヒーをごちそうしてやるとかという形でお帰りいただくということになったら、いい裁判所になってくるのではないかと思う。それが、市民が本当にいい裁判所、身近に感じる法廷になってくるのではないか。

- ：つい我々は、法律家の中でやっているのと、一般の方はどのように思っているかわからないことがあるので、この会ではそういう意見を聞かせていただくのが課題であると、私は思っている。

蛇足になるが、着任した後、今、管内を見て回っている。その中で、例えば東京簡裁の墨田分室、昔の墨田簡裁であるが、その建物は道路から階段を上っていく。昔の役所の建物というのはこういうものだったなと思った。そういう役所のあり方はもう過去のものになっているが、では全部が全部、今出ているご意見に追いついているかという、特に被害者保護の観点などは、少なくともこの庁舎ができたときには、今ほど意識が高くなかったことは間違いないので、いろいろご意見が出てくるのは当然だという気持ちがしている。

- ：苦情等があった際、その対応、処理はどこでされるのか。

- ：具体的な事件の関係であれば、通常、その担当部署の方に苦情が出されることになる。例えば、裁判官の判断、あるいは訴訟指揮、それから書記官の事務処理、あるいはそのときの態度等について問題があるということであれば、その部でまず述べられた上で、次は、民事部、刑事部における庶務部門である民事訟廷事務室、刑事訟廷事務室というところで、通常、庶務の係長、あるいはその上の訟廷管理官というところあたりが、窓口として受けさせていただくということになるかと思う。司法行政に関するもの、庁舎管理等に関するものについては、地裁の関係であれば総務課で承っている。

それから、部の方で対応ないし訟廷で対応した上で、そちらではらちがあかな

いとお考えになった場合、あるいは「所長に言いたい」と言われるような場合には、「では総務課の方に行ってください。そちらの方で庁として承ります。」という承り方をする場合もある。したがって、およそ窓口としては、訟廷部門と総務課と、2つがある。

- ：裁判所というところは当然、一般の方がたくさん出入りされて、一般の方とのつながりが多いところであるから、こういった苦情とか、その問い合わせなどを受け取る部署みたいなものがあるのもいいのではないかな。
- ：苦情受付みたいなものか。
- ：苦情受付というか、問い合わせ相談も含めて、そういうところがあるのもいいのではないかな。そうでないと、おそらくたらい回しにされたというような不満が出てくるのではないかな。
- ：今のところは振り分けは、電話による苦情の場合、電話交換手がやっているのか。
- ：ある程度、電話交換手に任せていることになると思う。電話交換手の方で、ある程度振り分けているが、電話交換手は、基本的には専門というわけではないので、場合によっては、適当でないところに回ってしまうこともあるかもしれない。
- ：たらい回しも結構多い。
- ：苦情を申し立てに来た場合に、誰が受けてどこの場所で受けるといった決まりはあるのか。来る方法はいろいろあると思うが。
- ：基本的には対応窓口は決まっている。総務課では、一義的に広報の係の方で対応させていただき、場合によっては課長補佐、専門官のあたりで。訟廷であれば庶務の係ないしは訟廷の管理官が窓口ということになっているが、いわゆる、苦情対応窓口という形で管理職のポストということになっているわけではない。
- ：直接来られた場合は、守衛さんにこういう用で来た、こういうことを言いたくて来たんだけど、どこ行ったらいいんだと聞かれば、事件のことであれば訟廷に行ったらどうかという対応をする。
- ：そういうふうに理解をしていただければいいと思う。
- ：事件以外の一般的なことになると思うと、総務課の方へ行ったらどうでしょうかと言うのだろう。大ざっぱに言って、裁判所の仕事は、裁判に直接かかわる部分と、それ以外の事務局的な仕事と大きく分けて2つである。事件か、もっと一般的な

ことかという振り分けをするが、初めに指定された部署でもっと詳しくお聞きして、別の部署で聞いた方がいいなというときに、他へ回ってもらうということで、たらい回しと言われるようなことが生じるのだろうと思う。

○：誰か迎えに来たり、案内するとか、そういう点はどうか。

■：全く知らない人が来たときに、第一時的に対応しているのは、多分、守衛であると思う。守衛を管理しているのは高裁の管理課であるので、そこでどういう指導をしているかというのは把握していないが、実際に総務課に苦情等を述べる人が来られる感じから言うと、案内まではしていないと思う。どこどこへ行ってくれという形になっているだけだと思う。

○：苦情の内容自体がそもそもよく分からないということも結構多い。興奮していることが多いこともあって、事件のことを言っているのか、自分が裁判の例えば当事者になって、その件に関して何か苦情を言っているのかどうかというようなことが、長く聞いていないとわからないことが結構多い。

○：以前に、簡易裁判所を見ていただいたが、簡易裁判所は総合案内というのを置いて、そこでは、こういう要件で来たんだけども要件を言えば、そこに適したところにご案内するという仕組みになっている。東京簡裁は、本人が来るということを前提にして作られたので、最初からそれを予定している。したがって、比較的、たらい回しはない。絶無かというとやっぱりあるが、そうならないように教育を徹底している。

以前にも説明したが、地裁と簡裁がどこが違うかで、一番最初に重視したのはそこである。地裁の方は、行けば守衛さんですと。何号法廷どこですかと言えば、ここに書いてある。ここはと、こう教えてくれるのが基本の発想ですと。しかし、こういう要件で来たんだけども、どこへ行けばいいかと言っても、あそこへ言っただけでは対応できない場合がある。そのあたりは、地裁の方も考えなければいけないということは、よくわかっている。どこまですぐそれが対応できるかというのは、なかなか難しい。

○：はっきり言って、一般の市民は、法律のことを何も分からない。裁判所に電話するときには、どういうところでやってくれるのかと聞けば、すっとないでくれるのではないか。ところが、はっきり言って電話する方がよく理解していない。それで電話するから、ここでいいんだろうと思っただけでつないだところが違って、ま

た別のところへ行くとかという、実はそういうことが多いので、総合案内所あたりで、そういうのをまず受けるということになると、非常にいいのではないか。

●：先ほどの委員の話にもあったが、従来、裁判所というのは、プロというか、用件の中身をちゃんとわかっている人が来るという前提でいろいろなことが行われてきたという傾向はあると思う。それだけではいけないということで、少しずつ変わっている。まずは簡裁の方で、一般の人にいかに敷居の低い裁判所にするということで、受付をご覧になったかと思うが、私もあれを初めて見て、大分変わったなという感想を持った。

○：苦情を言う人というのは、よほど頭に来ているとか、そういう人が多いと思う。市民の声を裁判所に届けるためには、ここまで頭に来ていない人の意見も聞いてみたいと思うので、裁判所に来る方に、入られるときに、小さな紙1枚の簡単な用紙を渡し、帰るときには、箱に返してくださいというような形でアンケートをとって、裁判所を現実に利用されている方の意見を集約するというようなことを、一度やっていただけないかと思っている。

○：少額訴訟とか、調停とか、簡裁の案内に行く結構ていねいに教えてくれるということを知っている。ただ、皆さんがそれを知っているかという点、必ずしも十分知られていないのではないかという点に行き着く。だから、今、利用している人の意見をという話があり、それもいいが、利用するに至っていない人に、そういう窓口がありますよ、そこに行けば調停のやり方なんかもていねいに教えてもらえますよといったことを、広報、啓発するというのが重要ではないかと思っている。

「利用しやすい裁判所」というときに、若干違和感があって、そもそも、裁判所を利用したいと思うかな、という気はあったのだが、自分に置き換えてみると、やはり、何か少額の争いごとで問題が起こったときに調停という制度があって、法律が分からなくても事実を述べれば、それを調停委員が解釈してくれて解決に導いてくれますよ、それをするにはこうしたらいいんですよといったことを教えてもらえれば、結構利用しやすいなと思うのではないか。

もう一つは、逆に、企業なり大きなところで民事裁判を本当に利用したいと思っているのかどうかということ。その不満というようなことも、やはり司法制度改革の一つの根幹になったのだらうと思うが、そういった、企業等の意見を聞

いてみる必要があるのではないかと思う。

(6) 次回の意見交換テーマについて（意見交換）

【意見交換要旨（発言者の表示＝●：委員長，○：委員）】

●：まだまだご意見はあろうかと思うが，時間の関係があるので，次回もこのテーマは続けるということによろしいか。

○：今年の7月末で私たち委員の多くの任期が満了するので，この次回の次は，任期切れを迎える。その後どうするかということ，次回あたりに検討いただければありがたい。

希望としては，2年で総入れ替えということになると，継続性がなくなってしまうので，その辺の工夫をした方がいいのではないかと思う。ただ，全部もう2年というのも，芸がないような気もするし，裁判所に市民の声を届けるという意味では，多少それも問題があるのではないかとも思え，難しいが。

●：任期の点は頭になかったので，少し検討させていただいて，しかるべく対応したい。

(7) 次回期日について（意見交換）

次回は，6月29日3時

(8) 閉会の言葉

以 上